

『礼記』にみられる数表現について

高 田 克 巳

「規矩」の実体は古代思想を背面にもつ技術である。「規矩」を考え、その形成の方法において数（術）が駆使された文化の背景に、礼の社会が存在している。

いつの世にも、社会的思潮の影響が、その時代としての文化財の様式を揺り動かすことは言うまでもないが、これが古代の营造の規画に、どのように具体的にあらわれているのであろうか。つまり礼の社会にあつては、どのような状態のもとで营造の法式（規矩）が要請されていたのであろうか、これを知ることが同時に营造物（器）の規画に、算法をとり入れた技術文化の立脚点をも、明らかにすることになろう。

それらを究明する段階には、まず古経にあらわれた形象に関わる度数（法数）の象徴性と表現の役割とを検討しておかねばならない。ここでは主として『礼記』に記載されたものからとりあげる。

一

『礼記』は普通に、四十九篇とされている。これは前漢の宣帝のころ戴聖（小戴）の編とされ、そして戴徳（大戴）は、『大戴礼記』を編纂したことになる。しかしそれについて「礼記及び大戴礼記の編纂時代について」の津田左右吉博士の研究があるのはよく知られている。^① それによれば、前漢末から後漢の初めにかけて、礼記と称えられたものの百三十一篇の叢書（漢書芸文志）のうちから重要なものだけを撰びとつて、後漢の中ごろに四十九篇に編纂されたものである。その後にもまた残余を輯めて、それが「大戴礼記」と称せられたのであるとし、その中には百三十一篇外のものもあることが認められている。

『礼記』にみられる数表現について

『礼記』にみられる数表現について

『礼記』の各篇には、各種の礼について必ずその本義を述べて、規定された法式がただいたずらにできたものではなく、根本的な原理のもとに生じたものであることを、くり返し載せている。その根源について「礼運」の一篇からあげると、まず

それ礼は先王以って天の道を承け、以って人の情を治む、故にこれを失う者は死し、これを得る者は生く、云云、この故にその礼は必ず天に本づき、地に骸（なら）い、鬼神に列し、云云、故に聖人礼を以ってこれに示す、故に天下国家得て正しくすべきなり

とあって、人倫は儀礼にはじまり、その礼は天の道を承けるところから生じるものとして、はなはだ厳しい教えになっている。

また人間は、天地生成の徳に感じ、陰陽の二気が相交って、形体（鬼）と精神（神）の会合により生じてきたものとし、それは五行のもっとも秀いでたものであることを説いて

故に人は、それ天地の徳、陰陽の交、鬼神の会、五行の秀気なり

とする。五行の動きが万物に作用しつくしているものであるから、諸物構造の原理やその法式は、すべてこれに従っているのである。したがって自然の法則である天象にも相関している。すなわち日月星辰の運行や四季の巡還なども、礼の法式にとって時間的な要素となったり、方位地形など空間的な要素となっている。すべては天の意図するところであって、そこで礼の表現には、抽象的な形や数をもってそれを象徴し、形式を生みだすわけである。それは

故に天、陽を乗（と）りて日星を垂れ（天は陽気に生じ下に照臨する）地、陰を乗りて山川に竅（けう―孔穴）す、五行を四時に播（し）き、和して后（のち）に月生ず、ここをもつて三五にして盈ち、三五にして闕（か）く、（五行を四時にとつて三五、すなわち十五日をもつて月の盈闕にあて、一年四季にわたること）五行の動は迭（たがい）に相竭（つく）すなり、五行四時十二月還りて本を相為すなり、五声六律十二管還りて宮を相為すなり、五味六和十二食還りて質（もと）を相為すなり、五色六章十二衣還りて質を相為すなり

にみられる。古代人の神聖観念と自然の法則が合致したものであって、それは天の道である。

また形（体）神（心）会合の秀なる人間であるならば、当然にもつ精神（道德）の利器となるものは儀礼である。儀礼が行われなければ天道に従がうとはいえない。故に礼は器であるとの意味から「礼器」の篇が説かれている。

礼器そのものは、祭祀をはじめ生活の上においても格式のある用器を指していて、それは礼の規に則っている器、すなわち礼的意匠（法象）

を具えた制式の器や营造物のはずである。礼規によつた楽舞を礼楽と称えるのと同様である。

营造物としての器型の寸法数値には、いわゆる度(名)数が当てられている。また諸儀の席上に用いる個数にも礼規がある。例えば五祀、三五、十五、四時、十二月、五声、六律、十二管……などの数である。後世には礼規の因襲から营造物や工芸品にあつては、総体やその分節素材の寸法などにもあらわれている。

礼説として「左伝昭公二十五年」の条には、子産の言として

それ礼は天の経なり、地の義なり、民の行(みち)なり、天地の経にして民実これに則とる、云云

とあつて、以下に六氣、五行、五味、五色、五声、六畜、五牲、三犧、九文、七采、五章、九歌、八風、七音、六律の数をあげて

以つて天の明に象り、政事、用力、行務を為し、以つて四時に従い云云

とある。つまり礼規の度数、形(型)式、作用などは、天地自然の法則型式に基礎があつて、それに法とることを言っている。

さらに「礼運」には

天地をもつて本と為す故に物挙ぐべきなり、陰陽をもつて端と為す故に情暗(み)るべきなり、四時をもつて柄と為す故に事勸むべきなり、日星もつて紀と為す故に事列すべきなり(事は日星の候となる次第で興作する)月もつて量と為す故に功芸あるなり、云云

それ礼は必ず天に本づき動きて地にゆき(地に法とり)列して事にゆき(五祀に法とる、事の本づくのは五祀)変じて時に従い(四時に法とる)分芸に協う(月の分に合うのが礼)

とある。このようにして人間生活の一切のとり決めも礼規にしたがうのである。そこに礼(法)として整えられ、社会は秩序づけられなければならないとする。したがつて物事の序として、範は祭祀(五祀)の礼を標準にして為されるのである。

月以為量故功有芸也とか、変而従時協分芸の語は、鄭玄の注によれば、人間の才能(芸)も、その特有特意なところにしたがつて、季節(四分時)ごとの礼に依つて、その技を生かすことを言うのだとしている。これは当然に营造の法式をも含めてみるとみられる。

さてまた「礼器」篇には、権力、地位階級の別によつて、それに相当する礼規の度数があることをあげている。すなわち多をもつて貴となす者、少をもつて貴となす者、大をもつて……少(小)をもつて……高をもつて……下をもつて……文をもつて……素をもつて貴と為す者と、八者を挙げて

『礼記』にみられる数表現について

『礼記』にみられる数表現について

いる。このような礼規に従がっているか、あるいは従がわないかによって、人物や事物の格差が見わけられるのである。すなわち

内に節なきものは、物を観てこれを察せず、物を察せんと欲して礼に由らざればこれを得ず、故に事を作(な)すこと礼をもってせざればこれを敬せず、言を出すこと礼をもってせざればこれを信ぜず、故に曰く礼とは物の致なり

とあって、礼規を具えていない物や、礼の義をつくさない事、あるいはその言辭などには尊敬の要はないのだとした。したがって礼器の類には、寓意的な象徴である法象が、形に表わされることが緊要なのである。

もともと「曲礼」篇には

礼は庶人に下らず、刑は大夫に上らず

とある。礼は権力階級もしくは知識社会のものであった。しかし礼は民俗の原始的習俗そのものの発展であって、あながち庶民の生活とは連関がないとすることではない^④。ただ当時の実際生活を反映していて、庶人と士大夫の生活文化の隔たりの状態を、記録したのであって、後代に庶人の生活が向上すればそこで変化をもたらされることは当然であろう。

二

『礼記』に表わされている度(名)数についてここに抽出すれば、四十九篇の中からまず主として十九篇がとりあげられる。これを三十一項に分けて掲げたが、項には各篇中の代表的な数詞をもってした。

篇名	項引用語句	象徴数												解	語	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	12	1			
禮運	1 五行之秀氣也 2 播五行於四時、和而后月生也、 是以三五而盈三五而闕、 五行四時十二月還相為本也、			五行											一は水、二は火、三は木、四は金、五は土、 三五は十五にとる、五行の動は三十となり、 また十二月にして本に還る。例えば十二管、	

禮器	郊特性	内則	禮器
10 一献質、三献文、五献察、七献	7 天子大蜡八、歳十二月合聚萬物、八蜡以記四方	8 大夫七十而有閣、天子之閣、左達右達五、公侯伯於房中	3 以四時為柄、
9 射人以桑弧蓬矢六、射天地四方	6 天子之冕朱綠藻十有二旒、諸侯九、上大夫七、下大夫五、士三、	5 大夫於闈三、士於坵一	4 天子七廟、諸侯五、大夫三、士一、天子之豆二十有六、諸公十有六、諸侯十有二、上大夫八、下大夫六、諸侯七介七牢、大夫五介五牢、天子之席五重、諸侯之席三重、大夫再重、士不重、
一献三、五、七	5 天子之堂九尺、諸侯七尺大夫五尺士三尺、	一、三、四方 矢六	一 三 五 七廟
	三 再重		四時
	三 五 七 九		五色六章
	八 十二		五声六律
	十二		五味六和
			十二食十二衣もすべて同じ。
			四季、四節、四氣、春夏秋冬
			廟は天子から士まで、七、五、三、一の順数、豆は二十六、十六、十二、八、六、食物を盛る器
			介は副、牢は牲、
			天子禘祭の時は其席を五重、諸侯相朝のとき三重、大夫聘礼の時は其の席二重を用う。
			冕は大夫以上の冠、璪と藻は同じ、冠のふさ、天の大多数は十二、
			十二月に万物の神を合祭するに主な八神、天子は四方の諸侯に蜡祭行わせて、それに因って四方の豊凶を記す。
			闈は板で造った棚、坵は土で造った杯を置く具
			桑で作った弓、よもぎの矢、天地四方を射るのは其の遠大に事あるを期するため、
			群小祀を祭るは質略、社稷五祀を禪るは文、

『礼記』にみられる数表現について

『礼記』にみられる数表現について

王制	聘義	投壺	奔喪	中庸	孔子間居	喪大記	雜記下	雜記上	神	
19 天子七廟三昭三穆	18 上公七介、侯伯五介、子男三介、脩五寸、口径二寸半、容斗五升、扶算長尺二寸、壺頸脩七寸、腹	17 簪室中五扶、堂上七扶、庭中九	16 哭天子九、諸侯七、卿大夫五、士三	15 天下之達道五、所以行之者三、	14 三王之德、參於天地、此之謂三無私、	13 君大棺八寸、屬六寸、棨四寸、上大夫大棺八寸、屬六寸、下大夫大棺六寸、屬四寸、士棺六寸	寸半玉也、藻三采六等	12 圭公九寸、侯伯七寸、子男五寸、博三寸、厚半寸、刻上左右各各	11 公七踊、大夫五踊、士三踊、	
三昭三穆 七廟	三介 五 七	五扶、七 九	三 哭五 七 九	三 五	參 四寸 六 八	三采 六等	三寸 半寸	三踊 五 七		
	二寸半	十二寸					寸半			
	上公親ら行くときは介九人、諸侯の卿は礼君より下ること二等、故に七介とする、侯伯以下準ずる。	扶はにぎる四指の広さ	君喪を臣が聞き悲しみなげく礼を哭という、知、仁、勇の三、	君臣、父子、夫婦、昆弟、朋友の五、	禹・湯・文王、のその徳と天地を參、天・地・日月の三つには私して不公平がないこと、	大棺最外、属は中(大棺の内)、棨は属の内、	玉圭の長さ、子男は璧をとる筈、記録の矢、	五日の殯にして、大斂まで七回踊る礼、	四望山川を祭るは祭、先考の廟を禪るは神、	

諸侯 五廟 二昭 二穆
 大夫 三廟 一昭 一穆
 士 一廟

20 天子 七日而殯、七月而葬、諸侯
 五日而殯、五月而葬、大夫・士・庶
 人 三日而殯、三月而葬、
 21 司徒脩六礼、明七教、齊八
 政

22 王者之制 祿爵、凡五等
 諸侯之、凡五等
 23 天子之田 方千里、公侯田方
 百里、伯七十里、子男五十
 里

24 凡四海之内九州、州方千里、州
 建百里之國三十、七十里之國
 六十、五十里之國百有二十、凡
 二百十國、

『礼記』にみられる数表現について

二昭二穆 五廟
 一昭一穆 三廟
 一廟

七日七月
 五日五月
 三日三月

六礼
 七教
 八政

五等
 五等

五十里、七十里

四海
 三十 六十、七十里
 五十里

方千里
 方百里
 方千里
 百二十
 二百十國

第三世を穆とし、第三、第四世と順次配列
 する。

己より七世の祖以

上と太祖との間の

八人は夾室に合祀

する。

士は寢に祭る、

殯はカリモガリ、死者を棺におさめて祭る、

後に葬送、

冠・昏・喪・祭・卿・相見

父子・兄弟・夫婦・君臣・長幼・朋友・賓・客

飲食・衣服・事為・異別・度・量・数・制

公・侯・伯・子・男爵、

上大夫卿・下大夫・上士・中士・下士

方千、百、七十、五十里の順、

方は千、百、七十、五十里の順、

国数は三十、六十、百二十で各倍数関係

図上配分の法による

『礼記』にみられる数表現について

月	曲
令	禮
28 孟春之月、其音角、律中大蕪、其数八	27 天子建天官、先六大、典司六典、天子之五官、典司五衆、天子之六府、典司六職、天子之六工、典制六材
仲春之月、 季春之月、	
孟夏之月、其音徵、律中中呂、其数七	
仲夏之月、	
蕤賓	

七十	九十	百里	三百	六百	九百	二千	三千	五千	六千	八千	九千
七十里	八十里	九十里	九百	六百	九百	二千	三千	五千	六千	八千	九千
七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八

方は百、七十、五十里の順、
 国数は規矩図形上の配分の序にしたがっている。
 三公は周では太師・太傅・太保(元・明・清これを倣う)
 前漢では丞相・太尉・御史大夫、後に大司徒・大司馬・大司空と改める、
 九卿は九人の長官・周では三孤六卿をいう、
 大夫、元士はその下につき各その倍数をもつ、
 大宰・大宗・大史・大祝・大士・大卜、
 六事の法制
 司徒・司馬・司空・司士・司寇、五衆は五官属史の衆
 司土・司木・司水・司草・司器・司貨、六職は六物の税を藏するを主る。
 六工は土工・金工・石工・木工・獸工・草工、六工の用うる材は六材、
 (たいそう) 数は天地五行、生数に五を加えて成数とす、木の生数三、成数八、日夜分しきとき、度量衡石斗角權概を正しくする。この月工師に命じ、百工に命ず、五庫の量を良くする、
 火の生数二、成数七
 (すいひん)

季夏之月、 中央土、其音宮、律中黃鐘之宮、其數五	林鏡	七	土は生數五、成數は十
孟秋之月、其音商、律中夷則、其數九	南呂	九	金の生數は四、成數九
仲秋之月、	無射	〃	日夜分しきとき、度量、權衡、鈎石・斗甬の檢点をする。
季秋月、	無射	〃	(むえき)
孟冬之月、其音羽、律中應鐘、其數六	大呂	六	水の生數一、成數は六、この月工師に命じて功を効す。
仲冬之月、	黃鐘	〃	
季冬之月、	大呂	〃	
樂記 29 道五常之行		五常	仁、義、礼、智、信の五達道
四暢交於中		四暢	天地人心の和
學記 30 一年視離經辨志		一年	經書の句讀を別つ、
三年視敬業樂 _一 草		三年	學業を敬し、朋友と樂しむ、
五年視博習親師		五年	博く習い師に親しむ、
七年視論學取友		七年	學を論ずるにいたる、
九年知類通達		九年	凡ての事類の理に通達する、
31 鼓無當於五声、五声弗得不和		五声	五音に同じく、角、徵、宮、商、羽、
水無當於五色、五色弗得不章		五色	青、黃、赤、白、黒、
學無當於五官、五官弗得不治		五官	身、口、耳、目、心(また形体、舌、耳、目、鼻)
師無當於五服、五服不得不親		五服	五等の喪服(別に天子、諸侯、卿、大夫、士の制服)

以上を、さらに近似の數序をもつものから項別にとつて、集約して表示すれば次のようである。

『礼記』にみられる數表現について

欄	篇	項	象徴数											備考
			12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	
第一欄	禮器	4. 廟介席					七	五	三	一				主として奇数序列の欄(1)
		5. 堂				九	七	五	三	二	一			
		6. 冕	三			九	七	五	三					
		10. 献					七	五	三		一			
		11. 踊					七	五	三					
		12. 圭				九	七	五	三(博)				厚半寸、刻上寸半、	
	一	喪投聘王	16. 哭				九	七	五	三				口径二寸半、容斗五升、 (4と重複)
			17. 扶				算長三(寸)九	七	五					
			18. 介					七	五	三				
			19. 廟					七	五	三		一		
欄	學記	20. 殯、葬、日月					七	五	三				百里の国 30 } 七十里 // 60 } 210 五十里 // 120 } 百里の国 9 } 七十里 // 21 } 93 五十里 // 63 }	
		23. 田、方里	(千)	(百)			七	五						
		24. 州国方里	(千)	(百)			七	五						
		25. 県国方里		(百)			七	五						
		30. 年				九	七	五	三		一			
第二欄	禮器喪大記	4. 豆	(二十六、十六)		八	六						主として偶数序列の欄(2)		
		13. 君			(棺) 八寸	(属) 六寸	(榭) 四寸							
第三欄	禮運	1. 行						五(行)				以下主として列序のない単独数の欄(3)		
		2. 行、時						五(行) 四(時)						
		月	三(月)					五 // 四 //						
		管	三(管)			六(律)	五(声)							
		食	三(食)			六(和)	五(味)							
		衣	三(衣)			六(章)	五(色)							
		3. 時						四(時)						
		7. 蜡	三(月) 八					四(方)						
		8. 閣						五(左)			大夫七十			
		太夫士						五(右)						
欄	間庸王制	9. 太夫士						五(房中)						
		14. 居						三						
		15. 庸						一(玷)						
		21. 制				六(矢)	四(方)							
		22. 等						参						
		26. 卿、公						三(無私)						
						五(達道) 三(行)								
					八(政) 七(数) 六(礼)									
					九(卿)				三(公)	二十七大夫 八十一元士				

『礼記』にみられる数表現について

備考	象徴数													
	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1		
	曲禮	27.	官制					六(大)						
	(同)	月令	28.	春夏中秋冬道鼓水學師			八		六(典)					
							七		五(官)					
樂記	29.	記記						六(衆)						
樂學	31.				九			六(府)						
								六(職)						
								六(工)						
								六(材)						
									五					
									六					
										五(常)	五(暢)			
										五(声)				
										五(色)				
										五(官)				
										五(服)				
	19篇	31	項	8	8	6	20	18	39	8	19	1	6	他に千2、百3、二十六1、十六1

「礼記」にみられる数表現について

第一欄は主として、奇数序列の九七五三一の配列をもつものから集めた。(八篇十五項)

『尚書』には、このような数序の形式が見えない。『礼記』であるために儀礼的な表現に、このような形式が多く見られるものと思われる。

『易経』「繫辞上傳」に示すように、この数序は奇数であるから、陽数で、すなわち天数に相当する。しかし十二数が古く天数とされた。^⑤(天子の聖数に当てられていた、秦始皇はとくに用いた)この数が用いられるときは、九数を公侯にあて、以下階級別に数次を下にする。

「王制」篇の中にみえる百、七十、五十(方里)の例では、平面形規矩画図の配分数になっていて、十位をとる。(最高は九十ではなく百)また「学記」にみえる年令配分は、人の成長経験で大概に定められた数序であるが、明らかに象徴数で表わしている。

第二欄は主として偶数序列であるが、ここでは二項に過ぎない。

偶数は陰数で地数に当たる。土陶製の器に、あるいは喪祭のとき、棺、属、棊の制に用いられている。

第三欄は主として序列ではなく、単独数のものである。これは『尚書』にみる数値に近似である。五数がもっとも多いことは、五行思想によった礼形式が考えられよう。

『礼記』にみられる数表現について

総計の示すところ133件中、五数は39件をみる。七数が20件、三数は10件、六数は18件、四と九、十二数は各8件、八と一数が各6件、二数は1件である。

そして『尚書』を通覧してみても、少ない七数が、ここで目だつ数になっている。七五三の数序配分が多い結果ではあるが、前述のように両者の記録内容の性格と、時代差を示していることが考えられる。古代的觀念が、寓意の象徴として形や数に表わされる過程で、『易経』のように、組織的に整えられるようになれば、象数も数序として表わされてくるのであろう。

ここで得られるような、度（法）数及び数序は、「規矩」法の規画にとっては注視されねばならない。術数の基本数ともなり、これが营造規画に関わるとき、いわゆる形法（漢書芸文志）の具体的法式に当るのであろう。

三

春秋から戦国時代にかけて、いわゆる子学時代では、宗教的哲学的な思想のもとに、いろいろな法術があつて、術数の法が用いられている。『漢書芸文志』には「数術者、皆明堂義和史卜之職也、云云、序数術為六種」とある。すなわち天文、歴譜、五行、著龜、雜占、形法の六種である。このうち形法の条には「形法者、大舉九州之勢、以立城郭室舎云云」とある。前述のように規矩（礼規）の術に関して注目しなければならぬ語である。そしてまたいわゆる陰陽五行家たちは、皆術数を推しひろげて、事に当るに解釈し、予測したのであつて、この時世に彼等は大きな勢力をのびし及ぼしていたのである。^⑥

『左伝』「僖公十五年」には、韓簡は「龜象也筮數也、物生而後有象、象而後有滋、滋而後有數云云」と曰う、とある。また『易経』「繫辭伝」には、「八卦成列象在其中矣」とし、「以制器者尚其象」と、そして「天一地二天三地四天五地六天七地八天九地十」とあげる。ここに奇と陽の数が天數、偶と陰の数が地數であつて、これらが寓意象徴の基礎數であることを載せている。

またここにあげる器とは、ふつう著卦の用具のことであるとした解釈があるが、それ自体は數の象徴物なのである。その數はあらゆる器（营造物）をも制するとした普遍の意味もある。こうした數によつた象徴の法は、序々に數術的驅使の規矩（礼規）法の發達をもたらしているのである。

兩漢の經学時代になると、讖諱の学が流行したが、そこでは易を中心にして象数が論じられた。しかしいわゆる「象数之学」が大成したのは宋儒によってである。^⑦

儒学も四科時代から六經時代を経て、その発展にともなって、象徴的な数序の用い方も複雑さが加えられたのである。

(注)

- ① 津田左右吉：儒教の研究其一、第五篇 昭和二五・三 岩波書店
- ② 鄭玄注、芸猶才也十二月各有分、猶人之才各有所有也、芸或爲倪象と形について、「尚書 說命」に、乃審厥象、俾以形旁求于天下と、これを「伝」には、審所夢之人刻其形象、以四方旁求之於民間とあり、「周礼 天官」には、六官之属三百六十、象天地四時日月星辰之度数とある。「莊子 知北遊」に、形本生於精而萬物以形相生と、「礼記 樂記」には、在天成象、在地成形がある。「老子 二十五」では、人法地、地法天、天法道、道法自然という。
- ③ 法象について、「孔子家語 入官」には、凡法象在内、故法不遠而源泉不竭と、「漢書 礼樂志」には、今幸有前聖遺制之威儀、誠可法象而補備之、經紀可因縁而存著也とある。
- ④ 西晋一郎・小糸夏次郎：礼の意義と構造（小糸、礼の構造）昭和一六・一一 叢書房
- ⑤ 『左伝』「哀公七年」周之王也、制礼上物不過十二、以爲天之大數也
- ⑥ 津田左右吉：前掲書儒教の礼樂説に、前漢末期に古代思想の志向傾向強く、災異説陰陽説天文占星の術発達、太史令尹咸は成帝のときの校書に数術の書を担任した、（数学ではなく術数的取扱いとある。）
法家の術数という意に、法数の語があるが、「韓非子 有度」に、先王以三者爲不足、故舍己能、而因法数審賞罰（三者は思慮・耳・目）。「管子 七臣七主」には、則法数日衰、而国失固（注）法計也と、「荀子 非相」には、守法数之有司とある。もっとも「莊子 天道」には、礼法度数形名比詳治之末也もでてくる。

⑦ 「漢書 藝文志考」には、陸澄曰、易自商瞿之後、雖有異家之学、同以象数为宗とある。

馮友蘭：中国哲学史、所謂象数之学、一九六一・九 香港太平洋圖書公司

汪宗姬撰：儒函数類、四部叢刊三編には数類の各種を挙げているが数序の関係はない。

『礼記』にみられる数表現について